

独立行政法人家畜改良センター役員給与規程

平成13年4月1日

13規程第8号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）の役員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与の種類)

第2条 役員の給与は、常勤役員については俸給、通勤手当、期末特別手当及び寒冷地手当とし、非常勤役員については非常勤役員手当とする。

(給与の支給日)

第3条 常勤役員の給与（期末特別手当を除く。）は、その月の16日（その日が独立行政法人家畜改良センター職員の勤務時間、休憩、休日、休暇等に関する規程第4条の2に規定する休日（以下「休日」という。））にあたるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日等でない日。以下「支給日」という。）に、その月の月額的全額から、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金で支払う。

(俸給)

第4条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

(1) 理事長	985,000円
(2) 理事(独立行政法人通則法第19条第2項に規定する役員に限る)	804,000円
(3) 理事(上記以外の常勤理事)	694,000円
(4) 監事	612,000円

2 前項の常勤役員の俸給の月額は、その役員の前職の年収を考慮して、これを増額し、又は減額することができるものとする。

3 第1項の常勤役員の俸給の月額は、その役員の業績を考慮して定めるものとする。

4 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。

5 常勤役員が離職（死亡による離職を除く。）したときは、その日まで俸給を支給する。

6 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

7 第4項及び第5項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤職員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。
 - (2) 前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につきそれぞれ次に定める額 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて理事長が定める額
 - (3) 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して、理事長が別に定める区分に応じ前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額
- 3 事務所を異にする異動に伴い、所在する地域を異にする事務所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった常勤役員で理事長が別に定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる常勤役員で、当該異動の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出した当該常勤役員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）
 - 二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 国の職員又は公庫等の職員から引き続き常勤職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号

に掲げる常勤役員で、常勤役員となった日の直前の住居（当該住居に相当するものとして理事長が別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（雇用の事情等を考慮して理事長が別に定める常勤役員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される常勤役員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が別に定める常勤役員の通勤手当の月額の算出について準用する。

5 第1項第2号又は第3号に掲げる常勤役員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が理事長が別に定める要件を満たすものに限る。以下「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（理事長が別に定める常勤役員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として理事長が定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額

6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合には、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合には、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える常勤役員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該常勤役員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

7 通勤手当は、支給単位期間（理事長が定める通勤手当にあっては、理事長が定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として理事長が定める場合にあっては、その翌月）の支給定日に支給する。

8 通勤手当を支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月）をいう。

10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（期末特別手当）

第6条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第8条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ基準日の属する月の理事長が別に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した常勤役員についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において常勤役員が受けるべき俸給の月額及び俸給の月額に100

分の45を乗じて得た額の合計額に、100分の175を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、その者の業績を考慮し、これを増額し、又は減額することができる。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 第1項後段の例外として、基準日前1箇月以内に退職し、引き続き国の職員又は公庫等（同法第7条の2第1項に規定する「公庫等」をいう。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「公庫等職員」という。）となった場合には期末特別手当を支給しない。

4 国の職員又は公庫等の職員から引き続き常勤役員となった者（家畜改良センター役員退職手当規程第4条の2第1項又は第2項に該当する者に限る。）の第2項の在職期間については、国の職員として在職した期間を現に在職する常勤役員としての在職期間とみなす。

第7条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された場合を除く。）

(2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(3) 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第8条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末特別手当

を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(寒冷地手当)

第9条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して支給する。

- 2 寒冷地手当の額は、11,400円とする。
- 3 前項に規定するものを除くほか、寒冷地手当の支給日、支給方法その他の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(非常勤役員手当)

第10条 非常勤役員手当の月額は、63,000円とする。

- 2 非常勤役員手当の支給については、第3条の規定を準用する。この場合において、同条中「常勤役員」とあるのは「非常勤役員」と読み替えるものとする。
- 3 非常勤役員が新たに任命されたとき、又は離職したときは、その在職期間に応じた額を支給する。
- 4 非常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の非常勤役員手当月額の全額を支給する。

(実施細則)

第11条 役員の給与の支給手続その他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成13年11月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成14年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成15年4月1日から施行する。

(期末特別手当に関する平成15年3月31日までの読替)

2 施行日から平成15年3月31日までの間における第6条の適用に当たっては、同条第2項中「100分の55」とあるのは「100分の25」と、「100分の155」とあるのは「100分の180」と読み替えて適用するものとする。

(平成14年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

3 平成14年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた独立行政法人家畜改良センター役員給与規程（以下この項において「役員給与規程」という。）第6条第2項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末特別手当は支給しない。

(1) 平成14年12月1日（期末特別手当について役員給与規程第6条第1項後段の規定の適用を受ける常勤役員にあっては、退職し、又は死亡した日とする。以下「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で、同年4月1日から施行日の前日までのもの（次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち、俸給及び期末特別手当（以下「俸給等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間についてこの規程による改正後の役員給与規程による俸給月額により算定した場合の俸給等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末特別手当に関する経過措置)

4 平成15年6月に支給する期末特別手当に関する改正後の第6条第2項の規定の適用については、この規定中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月

未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成15年6月30日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成15年11月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第5条及び第6条の改正部分は、平成16年4月1日から施行する。

(平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定)

- 2 施行日から平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する第6条の適用に当たっては、同条第2項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えて適用するものとする。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数）を乗じて得た額。

(2) 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則

この規程は、平成16年10月28日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額
（その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（俸給の月額の改定に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の適用を受ける役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額（当該俸給月額に100分の99.44を乗じて得た額とし、端数が生じたときは、常勤役員については1,000円未満を、非常勤役員については100円未満を四捨五入した額とする。）に達しないこととなる役員には、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される役員に関する改正後の役員給与規程の規定の適用にあつては、第6条第2項の規定する俸給の月額には、前項の規定により支給される俸給を含めるものとする。
（その他）
- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成21.5.29 13 規程第8-1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年5月29日から施行する。
（平成21年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成21年6月に支給する期末特別手当に関する第6条第2項の規定の適用については、第6条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

附 則（平成21.12.1 21 独家セ第1272号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。
（平成21年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
- 2 平成21年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第6条第2項の規程にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次

に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.24を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成21年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額
（その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22.12.1 22 独家セ第1040号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。
（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）
 - 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第6条第2項の規程にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。
 - (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.28を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成22年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額
（その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23.4.1 22 独家セ第1627号）

（施行期日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24.4.1 23 独家セ第1619号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 附則（平成18.4.1）第2項の規定は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。
（給与減額の特例）
- 3 平成24年4月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において

は、俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

- 4 特例期間においては、期末特別手当の支給に当たっては、役員が受けるべき期末特別手当の額に100分の9.77を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 5 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、役員給与規程第6条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から平成24年3月31日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給の月額に100分の0.37を乗じて得た額に、12月(同年4月1日から平成24年3月31日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、12月から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成23年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

(その他)

- 6 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (平成26.4.1 25 独 家 セ 第 1699 号)

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26.12.1 26 独 家 セ 第 1040 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の役員給与規程(以下「改正後の役員給与規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成27.4.1 26 独 家 セ 第 1590 号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28.1.1 27 独 家 セ 第 1395 号)

(施行期日)

この規程は、平成28年1月1日から施行し、改正後の役員給与規程は、平成27年12月1日から適用する。

附 則（平成28.4.1 27 独 家 セ 第 2111 号）

（施行期日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28.12.1 28 独 家 セ 第 1806 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成28年12月1日から施行する。
（期末特別手当に関する特例）
- 2 平成28年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第6条の規定の適用については、第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則（平成29.12.8 29 独 家 セ 第 1829 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年12月8日から施行する。
（期末特別手当に関する特例）
- 2 平成29年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第6条の規定の適用については、第2項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則（平成30.12.1 30 独 家 セ 第 1829 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成30年12月1日から施行する。
（期末特別手当に関する特例）
- 2 平成30年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第6条の規定の適用については、第2項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の177.5」とする。

附 則（令和元.12.1 元 独 家 セ 第 1399 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和元年12月1日から施行する。
（期末特別手当に関する特例）
- 2 令和元年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第6条の規定の適用については、第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の172.5」とする。

附 則（令和2.12.1 2 独 家 セ 第 1630 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(期末特別手当に関する特例)

- 2 令和2年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第6条の規定の適用については、第2項中「100分の167.5」とあるのは、「100分の165」とする。

附 則 (令和4.6.1 4 独家セ 413 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 2 令和4年6月に支給する期末特別手当の額は、改正後の役員給与規程第6条第2項及び第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から令和3年12月に支給された期末特別手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(端数計算)

- 3 前項に規定する調整額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則 (令和4.12.1 4 独家セ第 1910 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和4年12月1日から施行する。

(期末特別手当に関する特例)

- 2 令和4年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第6条の規定の適用については、第2項中「100分の165」とあるのは、「100分の167.5」とする。

附 則 (令和5.4.1 4 独家セ第 2956 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5.12.1 5 独家セ 2224 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年12月1日から施行する。

- 2 この規程による改正後の役員給与規程の規定(第6条第2項の改正部分を除く)については、令和5年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

(令和5年12月に支給する期末特別手当に関する特例)

- 3 令和5年12月に支給する期末特別手当に関する改正後の役員給与規程第6条の規定の適用については、第2項中「100分の170」とあるのは、「100分の175」とする。

附 則 (令和7.1.1 6 独家セ 1037 号)

(施行期日)

- 1 この規程は、令和7年1月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員給与規程の規定（第6条第2項の改正部分を除く）については、令和6年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。
(令和6年12月に支給する期末特別手当に関する特例)
- 3 この規程による改正後の役員給与規程第6条第2項については、令和6年12月期における期末特別手当の支給については、同項中「100分の172.5」とあるのは、「100分の175」とし、令和6年12月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

附 則（令和7.4.1 6 独 家 セ 第 1368 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和7.7.1 7 独 家 セ 第 418 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和8.2.1 7 独 家 セ 1890 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年2月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員給与規程の規定（第6条第2項の改正部分を除く）については、令和7年4月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。
(令和7年12月に支給する期末特別手当に関する特例)
- 3 この規程による改正後の役員給与規程第6条第2項については、令和7年12月期における期末特別手当の支給については、同項中「100分の175」とあるのは、「100分の177.5」とし、令和7年12月1日より適用したものとみなし、所要の調整を行う。

附 則（令和8.4.1 7 独 家 セ 第 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、令和8年4月1日から施行する。